

HALAL EXPO JAPAN 2016

~Halal for All~

◆ 出展規定 ◆

第1条（出展資格）

- (1) 本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規定、その他主催者の指示を誠実に遵守する者に限ります。
- (2) 主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適合する者であるか否かを判断する権限を有します。これに合致しないと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り消させて戴きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、主催者は、出展申込者及び出展者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。
- (3) 本展示会への出展申込みは以上のことを同意したものとみなします。これに不同意の場合は本申込みをなされないよう十分ご注意ください。

第2条（出展物）

- (1) 出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。
- (2) 次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物、引火性・爆発性または放射性危険物

工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物

裸火を使用する物（所轄消防署の許可を受けた場合を除く）

主催者の事前の承諾を得られなかった物

所轄行政庁より指示・勧告のあった物

その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

- (3) 前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中であっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。

第3条（出展小間位置）

出展小間位置は、主催者が、小間数、出展物、実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

第4条（展示期間及び展示時間）

2016年11月22日(火)～23日(祝・水) 10:00～17:00、21日（月）搬入日

第5条（出展料金）

1小間 200,000円（税別） 早期出展申込150,000（税別）

■出展小間料に含まれるもの

- 1) 基本設備として基礎小間（システムパネル仕様 ビニール仕上げの後壁、側壁）
- 2) 招待券、ご案内チラシのセットを提供します。
- 3) 電気工事：100V／300Wまでの一次側幹線工事（コンセントは別工事）
- 4) 小間番号 社名板

第6条（出展申込方法）

（出展申込方法）

ウェブサイトにある出展申込書に所定事項を記入の上お申込ください。なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわない場合、受付をお断りすることがありますのであらかじめご了承ください。

（出展申込み期限）

- 〈早期申込〉6月1日（水）～7月15日（金）
- 〈通常申込〉7月16日（土）～8月31日（水）

但し、予定小間数になり次第、締め切らせていただきます。

（出展申込み先）

ハラールエキスポジャパン2016事務局 〒111-0042東京都台東区寿3-12-10

TEL.03-3843-0202 FAX.03-3843-6680 E-mail: expo@halalmedia.jp

申込受付後、請求書を送付しますので、指定口座までお振り込みください。また、振込手数料は貴社にてご負担ください。なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取り消させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- (支払い期限) ■早期受付:2016年8月1日 (月)
 ■通常受付:2016年9月12日 (月)

第7条 (出展契約の成立時期)

出展申込に基づく出展契約の成立時期は、主催者が出展料金の請求書を送付・発送した時点とします。

第8条 (出展物の管理)

- (1) 各出展者は、自己の責任と費用において、小間内の出展物の管理をしてください。

第9条 (事故防止及び責任)

(1) 出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。

(2) 主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることを命ずる事ができ、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故に一切の責任を負いません。

第10条 (展示会開催の変更及び中止)

(1) 主催者は、天災地変その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により会期を変更、または本出展契約を解除する事があります。

(2) 主催者は、開催規模、出展内容、動員数等から予測して、開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本出展契約を解約し、展示会の開催を中止できるものとします。

(3) 主催者はこれによって生じた出展者、又はその他の損害につき、責任を負いません。

第11条 (出展者による出展の取消)

(1) 出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。(申込み小間数の削減など)

(2) 前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部 または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

9月15日以降のキャンセル 50% 11月1日以降のキャンセル 100%

第12条 (日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第13条 (搬出入および会場施設)

搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

(1) 会場

東京都立産業貿易センター台東館 4階、(1495㎡・3mH) 5階 (1495㎡・3mH)

(2) 搬入期間

搬入：2016年11月21日(月) 13：00～16：30

残業はできません。

(3) 搬出期間

搬出：2016年11月23日(水・祝) 17：00～18：30

時間内に、装饰材料の撤去を含む一切の作業を完了してください。

(4) 展示小間の基本設備

基礎小間

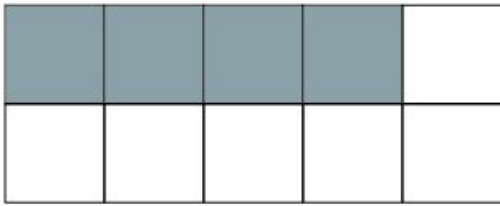
基礎小間は、主催者側で背面パネル・袖パネル（システムパネル仕様、白ビニール仕上げ）を統一して施工します。その他、展示小間内の装飾（展示台、棚等）は、出展者の負担となります。

注1) 5小間以下は、シングル小間となります。

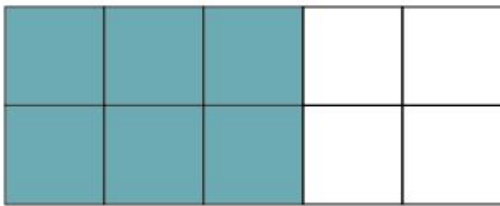
注2) 6小間以上はダブル小間が選択できます。

■ブースタイプ

A シングルブース

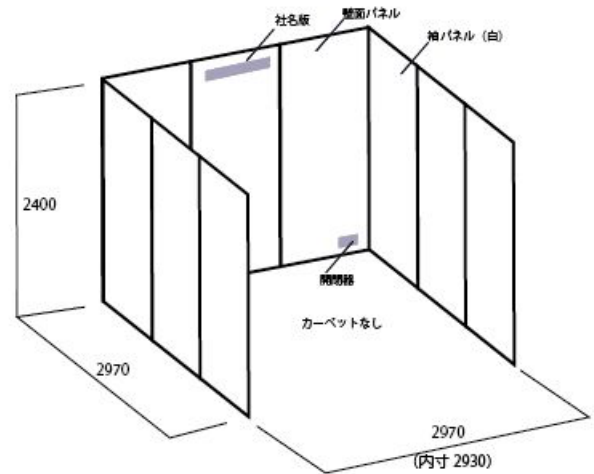


B ダブルブース（6ブース以上）



■1ブース例

（システムパネル仕様・白ビニール仕上げ）



各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。（システムパネル仕様・白ビニール仕上げ）

（注）隣接小間が無い場合は、間仕切りはつきません。

(5) 電気設備

1小間につき单相100V/300W容量までの電気供給一次側幹線工事は、主催者側において行います。供給幹線は小間内まで配線し、開閉器を設けます。それ以上の幹線工事および二次側電気工事と電気使用料は、出展者の負担となります。

(6) 給排水設備

幹線工事および二次側配管工事と水道使用料は、出展者の負担となります。

第14条（諸経費の負担）

(1) 電気、給排水設備などを必要とする上記を必要出展者は、別に定める申込手続きをし、所定料金を支払うものとします。

(2) 出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他費用ならびに出展物、出展者に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第15条（出展規定の変更）

主催者は、やむを得ない事情により、本出展規定を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規定等を遵守することとします。

第16条（禁止事項）

出展者の以下の行為を禁止します。

- ① 本出展契約上の出展者としてのその権利の譲渡、売買、転貸し、担保に供すること。
- ② 指定された場所以外の展示場建物の内外部及び周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置。
（但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。）
- ③ 通路部分など自社小間以外での呼び込み等の営業行為を禁止
- ④ 他人の迷惑となる物品を搬入すること。
- ⑤ 展示場建物に損害を及ぼすような行為
- ⑥ 来場者および他の出展者に迷惑となる行為（騒音・臭い・パフォーマンス等）
- ⑦ 出展小間内に宿泊すること。
- ⑧ 開場時間内の小間内装飾。（商品の補充、補修はこの限りではありません。）
- ⑨ その他本出展規定において禁止された事項。

第17条（契約の解除）

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。

- ① 出展料金の全部又は一部を支払わない場合
- ② 出展禁止物を出展し、主催者の定める規定及び指示に従わない場合
- ③ 出展小間を、展示会出展の目的以外の使用の場合
- ④ 出展小間の未使用
- ⑤ 著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき
- ⑥ その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引き」や指示に違反した場合

第18条（原状回復）

本出展契約が会期中又は期間満了など事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し以下に従い出展小間を明け渡さなければなりません。

- ① 出展小間を原状に回復すること。

出展者が原状回復工事を行わないときは、その回復費用は出展者が負担するものとします。

（また主催者が損害をこうむったときはその損害を賠償いただきます。）

- ② 出展小間の明け渡し後、出展者が出展小間内に残置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができるものとします。

第19条（立ち入り点検）

(1) 主催者は、建物の保全、衛生、防犯、防火、その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出展者に通知した上で出展小間に立ち入り、点検及び、適宜の措置をとることができるものとします。出展者に通知不可のときは事後の報告をもって足りるものとします。

第20条（小間内の出展者常駐）

出展者は、展示期間中指定の出展者バッジを常時着用の上、小間内に展示時間中常駐することとし、来場者との対応、出展物の管理してください。

第21条（装飾・施工）

(1) 装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。

(2) 展示場の通路上に施設や標示などの設置を禁止します。

(3) 装飾物についての高さはH2400までとします。

（ただし主催者が特別に許可した場合においてはこの限りではありません）

(4) 出展にあたり天井構造の使用は、禁止します。

(5) 出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事項を遵守するものとします。

(6) 出展者が上記のいずれかに違反し、主催者から是正通知にも関わらず、出展者がこれに従わない場合には、主催者は自ら出展者の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置を取ることができるものとし、出展者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の請求もしないこととします。

第22条（火災・盗難・その他の事故等）

(1) 主催者は、本展示会に関わる火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、団体、その他ならびに展示会来場者を含む被った損害（各自の所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害）について一切の責任を負いません。主催者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、団体、法人等も同様一切の責任を負いません。

(2) 主催者は、本展示会に関する招待券、ホームページ、会場案内図、ご案内用資料等一切の製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負いません。

(3) 出展者は、出展者又は出展者と協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、本展示会に関わり発生した火災、盗難、その他一切の事故・事象により、主催者らまたは展示会来場者を含む第三者に負わせた損害（所有物の破損壊・消失・紛失当を含むあらゆる損害）について、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第23条（管轄裁判所）

本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。